被災された方への各種支援のご案内

◎見舞金・義援金の支給

<u> </u>	H				
支援の種類	支援対象要件		支給額		お問い合わせ
被災者生活再建援制度 (国)	一日 アット ロル・スローの・ノエスのに		①全壊等:100万円 ②大規模半壊:50万円		村住民税務課
	①全壊	②大規模半壊	※住宅の再建方法によりさらに50万円~ 200万円を支給		Tel 57 — 4622
東北地方太平洋沖地震 被災者災害見舞金 (玉川村)	村内に居住するための敷地に存する 建造物等(家屋、土蔵、物置、塀等) が被災したことにより、それらを修繕 又は撤去した所有者		修繕等にかかった費用	見舞金	
			20万円以上	5万円	村総務課
			50万円以上	10万円	Tel 57 — 4621
			100万円以上	20万円	
東日本大震災国義援金 (国)	居住する住宅が、災害により半壊以 上の被害を受けた世帯		①全壊:1世帯35万円 ②半壊:1世帯18万円		
	①全壊	②半壊	※死亡・行方不明者1名につき35万円		村総務課
東日本大震災県義援金(福島県)	居住する住宅が、 上の被害を受けた		1世帯あたり5万円		Tel 57 — 4621

◎貸付(災害援護資金貸付金)【玉川村】

● 其17 \火 自波设具业其17 业/L 型/HT Z				
対象世帯	貸付内容及び貸付限度額等	お問い合わせ		
傷を負った世帯	家財のおおむね三分の一以上に損害を受けた場合:150万円 住居が半壊:170万円 住居が全壊:250万円			
	住居全体の滅失、流失した場合:350万円 ※ただし、所得制限があり、連帯保証人が必要です。	村健康福祉課 1£1.57-4623		
額がおおむね家財価格の 1/3以上の被害があった 世帯	金利 年1.5%(措置期間は無利子) 特例措置適用 ・償還期間:13年(措置期間6年) 特例措置適用			

◎住宅修理代(住宅応急修理)【玉川村】

対象者(世帯)	限度額	お問い合わせ
◆以下の全ての要件を満たす者(世帯)		
①半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと		
・当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。		
②応急修理を行うことによって、避難所への避難を要しなくなると見込まれること。		
・対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うこ		
とで、被害を受けた住宅での生活が可能となること。		
③応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。	1世帯あたり	村総務課
・住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅や民間賃貸住宅の借り上げを利用する	52万円	Tel 57 - 4621
ことは、応急修理の目的を達成できないため、認められない。		
④当該災害により半壊の住家被害を受けた者(世帯)については、前年の世帯収入が		
次のいずれかに該当していること。(大規模半壊の住家被害を受けた者世帯は除く)		
ア (収入額)≦500万円の世帯		
イ 500万円≦(収入額)≦700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯		
ウ 700万円≦(収入額)≦800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

◎子育で関係【福島県】

支援の種類	対象要件等	お問い合わせ
	児童扶養手当の支給条件に該当している方で、住居・家財等の財産価格の おおむね1/2以上の損害を受けた場合所得制限を一時解除します。	村健康福祉課 ℡57-4623

◎罹災証明の発行【玉川村】

玉川村内の建物等の罹災証明を玉川村役場住民税務課で発行しております。 罹災証明書に関することは、住民税務課(0247-57-4622)までお問い合わせください。